

某家所蔵古筆切等について（続）

小島 孝之

一 はじめに

前稿に某家所蔵の古筆切七点を中心に合計十二点の古筆切を紹介したが、その中で某家の二十数点を拝見したと記した。^(注)ということは、裏を返せばまだ他に十数点が存在するということである。しかし、残りの古筆切についてはなかなかツレを確認することが出来ず、すべてを明らかにすることは非常に困難であった。そうは言ってもせっかく貴重な資料を拝見しながら放置しておくのも適切ではない。本稿の趣旨は知り得た情報は可能な限り周知のものにしておくべきであろうとの思いによるものだからである。残りの断簡についても、可能な限り紹介をしておこうと考える次第である。

料紙の寸法を測ることさえできない状況で、たまたま所持していたポケットカメラで、室内の自然光で撮したので、露出不足はもとよりピントのずれたものも少なくないということは前稿に記した通りである。

榎尾切、紙撚切等の著名な名物切は、すでに『古筆学大成』に写真が収録されているから、あらためて紹介する必要はなく、紹介すべきものは十点程度になる。ピントがずれて加工しても読める状態にならないもの数点を除外した残りの十一点をここに掲げることにしたい。

二 伝称筆者判明分

1. 伝藤原家隆筆『古今和歌集』(二)断簡。卷十四、七三八〜七四〇番詞書。極札なし。

極札はない。書風から見れば鎌倉時代中期あたりの升型本の断簡といった趣きがある。一首三行書きとというのが形態上の特徴である。まずは鎌倉中期前後に書写年代を推定される升型本で一首三行書きの『古今集』の古筆切と照合することになる。当該断簡では、「読人不知」の「人」の文字の書き方に特徴があるほか、一行目の「ほ」、二行目・五行目の「なむ」、三行目の「お」、七行目の「へ」、八行目の「乃」など、やや癖のある文字が見られ、そのあたりを中心に同一筆者と思われる古筆切を見て行くと、比較的容易に、表記の「伝藤原家隆筆『古今和歌集切』(二)」に辿り着く。藤原家隆を伝称筆者とする『古今集』の古筆切は多く、小松茂美編『古筆学大成』では(一)から(十)までの十種類を掲げている。その(二)のツレであると判断される。同書には、徳川黎明会所蔵の古筆手鑑『鳳凰台』所収の二葉を初め四葉、それと補遺一葉が収録されているが、その後、徳植

俊之氏が御所蔵の一葉を紹介されており、^{（注）}当断簡は七葉目になる。いずれも巻十三から十九までの後半部分の断簡であり、巻一から巻十までの前半に相当する断簡は発見されていないようである。『古今集』は巻十までの上巻と巻十一以後の下巻に分冊されることが多いから、上巻は古筆切として切断される以前に失われてしまったのかも知れないと思われる。ところが、ここにいささか問題になりそうな断簡が一葉ある。久曾神昇氏の『古筆切影印解説「古今集篇」』に48として掲げられるものである。この断簡は氏の『古今和歌集成立論』にも145「伝藤原家隆筆古今和歌集切」として写真が載っているが、（二）のツレではないかという印象を与えるのである。しか

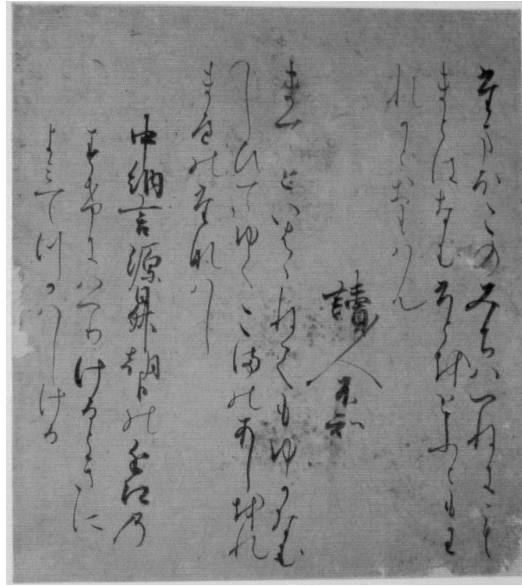


図1 伝藤原家隆筆「古今集切（二）」

し、子細に比較すると、どうも同一筆跡と断定するのは躊躇される。微妙に相違するような感じがするのである。『鳳凰台』所収の断簡は二葉とも前述した特徴的な字形が一致するのではほぼ確実にツレと判断できるのだが、「影印解説」所収切は、「人」「な」など似てはいるが微妙に違う。そもそも「影印解説」所収切は文字が震えている。他の断簡は暢達した運筆で震えは見られない。やはり、「影印解説」所収切はツレではないと考えるべきであろう。一つの可能性としては、「影印解説」所収の切は模写ではないかということである。そうだとすれば、上巻も断簡になっているはずだが、はたしてどうであろうか。

さて、ほかにも藤原家隆を伝称筆者とする「古今集切」が散見され、どうやら二十種類以上が存在するらしい。この伝藤原家隆筆「古今和歌集切（二）」の書写年代については、『古筆学大成』の解説が、「升型本の好趣が鎌倉時代中期のところに集中すること、また、その書風が中期前後を中心とした後京極流の面影をただよわせているところから、鎌倉時代、十三世紀半ばのころの書写と推定する」と述べられている。後京極流というのは、おそらく文字がやや縦長で腰高の字形をとるところから言うのであろう。時代としては概ね妥当な判断ではないかと思う。次に翻刻を掲げておく。

〈翻刻〉

たまほこのみちはつねにも

まとはなむひとをとふともわ

れかとおもはん

(七三八)

読人不知

までといは、ねてもゆかなむ

しひてゆくこまのあしをれ

まへのたなはし

（七三九）

中納言源昇朝臣の近江の

すけにはへりけるときに

よみてつかはしける

（七四〇）

2. 伝藤原為家筆『古今和歌集』（27）断簡。卷一、三〇番作者名〳三二番歌。

前稿に伝為家筆の「古今集切（四）」を掲げ、そこに、伝為家筆の「古今集切」は三十九種類以上あると記したが、当該断簡は私の分類で（27）としているものである。『古筆学大成』が伝為家筆の『古今集』切を（一）から（十）までに分類して掲出しているのも、その後見出した伝為家筆の「古今集切」を順次（11）から順に番号を付けていった結果に過ぎず、順番には私的な整理上の意味しかなく、一般性がないので無視していただきたい。図版がないと、どれとツレであるかの確認ができないので情報として実際上あまり役に立たない、という私の考えの背景にある作業上の仮説であるから、今後番号を変更することもあり得る。当該断簡のツレは見出していない。鎌倉中期から後期あたりの書写と推定してよいのではなからうか。流麗な筆致で、古筆分家三代目の了仲とおぼしき極札が「為家卿」と極めていのも納得できる。ツレの発見が待たれるが、あるいは、他の伝称筆

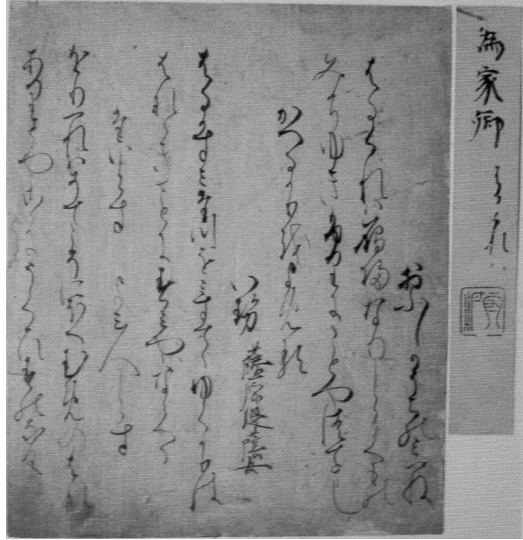


図2 伝藤原為家筆「古今集切 (27)」

者名をもつ「古今集切」の中にツレが存在する可能性も充分にある。気付かれた方はぜひご教示願いたい。
〈翻刻〉

おふしかうちのみつね

はるくれは鴈婦なりしらくもの

みちゆきふりにことやつてまし

(三〇)

かへるかりをよめる

いせ 藤原継蔭女

はるかすみたつをみすて、ゆくかりは

はな、きざとにすみやならへる

たいしらす よみ人しらす

をりつれはそてこそほへむめのはな

ありとやこ、にうくひすのなく

（三二）

（三二）

3. 伝冷泉為相筆『古今和歌集』（46）断簡。卷五巻頭、二四九〜二五〇番歌上句。

当該断簡は私の分類で（46）にあたるもの。前稿で伝為相筆の「古今集切（五）」を紹介したが、そこに『古筆学大成』は伝為相筆の『古今集』切を（一）から（二十五）に分類しているが、私的には四十五種まで確認していると書いた。当該断簡はその四十五種の中にツレを見出し得なかつたので（46）とした。書風から受ける印象は鎌倉末から南北朝くらい感じである。極札は二代目畠山牛庵であろうか、冷泉為相の筆跡と鑑定しているが、元より為相の真跡とは似ていない。別人の伝称切の中に同筆のツレがあるのではないかと思つて、かなり多くの古今集切と照合したが、これぞというものにまだ出会っていない。取り敢えず「伝為相筆」の（46）としておく所以である。これも前項同様、ツレに気付いた方はぜひご教示賜りたいと切に願うものである。

冷泉殿為相筆 冬月

古今和詩集卷第五

秋平下

是貞みこの家の哥合哥

文屋のやすひて

もくかゝにみほのくさきりかられん
むへかきつゆをあらゝいふらん
よこもきもりあつれどもつりうみの

〔翻刻〕

古今和詩集卷第五

秋哥下

是貞みこの家の哥合哥

文屋のやすひて

「屋」の右に「室」の書入れ、名前の右下に朱の注記書入れ

図3 伝冷泉為相筆「古今集切(46)」

ふくからにあきのくさきのしほるれは

むへやまかせをあらしといふらん

くさもきもいろかはれともわたつうみの

（二四九）

（二五〇）

4. 伝浄弁筆『続千載和歌集』（二）断簡。卷十六、一七七七番詞書〜一七七九番詞書。極札なし。

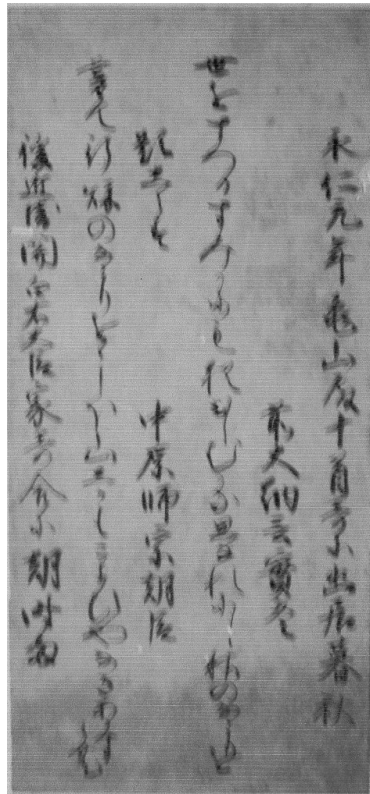


図4 伝浄弁筆「続千載集切（二）」

「伝浄弁筆続千載集切」の混乱については、別稿「模写・記録・贋作」^(注3)に書いたが、当該断簡は、そこで詳しく触れなかった方の（二）のツレである。『古筆学大成』の解説は、この「伝浄弁筆続千載集切（二）」について、「自筆の和歌懐紙や短冊などと比較すると、明らかに異筆。格調の乏しい書風から、「伝浄弁筆本（二）」とは逆に、浄弁の生存時期より下った室町時代、十五世紀の書写と思われる。」と述べている。確かに、「み」「む」「ひ」な

どの仮名の書体を見ると室町時代と見る他はないように思われる。ツレはいたって少ないらしく、今のところ、『古筆学大成』が掲出する個人蔵手鑑中のものという一葉以外には見出し得ていない。十三代集の中では、『続千載集』の古筆切は相当に多く存在するので、十三代集としては比較的多く書写されたものらしく思われる。古筆切の存在の多寡はその作品の享受の有り様を写す鏡でもあり、現代の和歌史の評価とはいささか異なる趣が感じられて、興味深い。とまれ、未公表の手鑑類の中にツレがあるであろうことが予想される。

〈翻刻〉

永仁九年龜山殿十首哥に幽居暮秋

前大納言実冬

世をすつるすみかにも猶をしむかな思なれにし秋のなこりを (一七七七)

題しらす 中原師宗朝臣

暮て行秋のなこりを、しほ山しかもこよひやなきあかすらむ (一七七八)

後近衛関白右大臣家哥合に朝時雨 (一七七九)

5・伝藤原公任筆仮名書き『無量義経』断簡。十功德品第三。

極札は二代目畠山牛庵のものとおほしく、「四條重槐公任卿」とある。料紙が美しい。鳥の子に銀砂子を細かく一面に撒いたいわゆる梨子地。そこに粗く金砂子が混ざっている。院政期の書写かと思われる。

従来、仮名書き写経は、装飾料紙の面からは美術史研究の一環として研究の対象とされ、内容面からは主に国語史研究の対象とされてきた。古筆切としては、こうした平安期の料紙の美しいものが鑑賞の対象となってきたと言えそうであるが、体系的に研究されたことは無いように思われる。書家で古筆切にも造詣が深く、『昭和古筆名葉集』を編んだ田中塊堂は、その『昭和古筆名葉集』の「四條大納言公任卿」の項に、「経切 紙銀砂子」と当該『無量義経』切らしきものを掲げているが、これはそれ以前の『古筆名葉集』の記載を転記したまでである。他方、田中の著した『古写経綜鑑』^(注4)では仮名書き写経に触れていない。古筆切の網羅的研究の成果である春名好重著『古筆大辞典』にも取り上げられていない。おそらく唯一これを取り上げたのは、小松茂美編『古筆学大成』だったと思われる。同書は「仮名無量義経・仮名観普賢経」の古筆切として、唯一、「伝藤原公任筆」の古筆切を三葉掲出した。ここに掲げたものもそのツレである。小松茂美氏の解説を引用すると、「藤原公任という極めは―引用者注）単なる擬定にすぎない。この書風や料紙の装飾技巧は、「伝藤原定頼筆 烏丸切後撰和歌

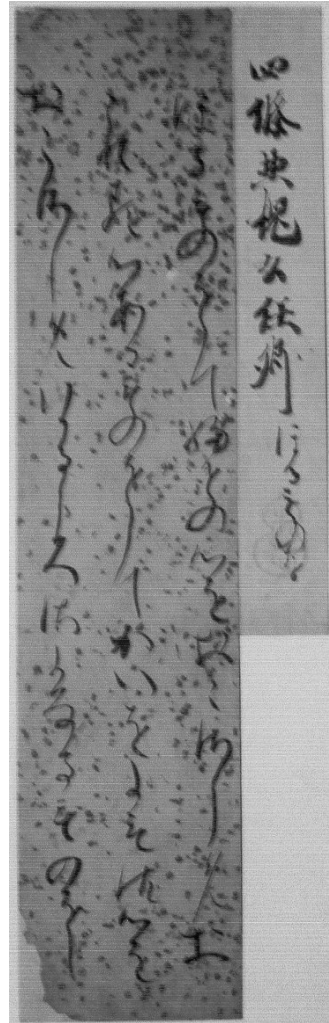


図5 伝藤原公任筆「仮名無量義経切」

集」に似通う。「烏丸切」は、「本願寺本三十六人家集」のうち、「元真集」と同筆。とすれば、一一一〇年前後のころに成った「本願寺本三十六人家集」の成立年代を基準にして、この「伝藤原公任筆 仮名無量義經・仮名觀普賢經切」も、同時代の書写と判定できる。いまは佚亡したこれと一具の『法華經』八巻も、おそらくこれらと一筆の書写ではなかったか。とすると、鳥羽朝から白河法皇時代にかけての屈指の能書が、高貴の詠えに応じて書写進上したものであろう」と、力説している。小松氏は、さらに進んで、下命の主は白河法皇の女御、承香殿女御道子か篤子内親王ではなかったかと想像し、鳥羽天皇に入内した中宮璋子のためのものだったのではないかと、想像の翼を広げて行くが、先に引用したところあたりまでが許される範囲内の推測であろう。仮名書き写經は誰のためのものか。漢字に親しみのない女性に向けたものと考えるのは確かに納得し易い。また金銀の箔を散らした美しい料紙が用いられているのは高貴な身分の人の詠えによるとの推定も首肯できる。が、それもあくまで推測。そうでない場合も否定は出来ないと言わざるを得ない。何はともあれ、翻刻しておくことにする。参

〈翻刻〉

ほるものをしてふせの心をおこさしめお

これる心あるものをしてかいたもつ心を

おこさしめいかるこゝろさかなるものをし

(三八七頁)

これは『無量義經』第三の初めの方で、十種の功德の内第一の功德を列挙する箇所である。『大藏經』の該当する本文は、「諸慳貪者起布施心。多驕慢者起持戒心。瞋恚盛者起忍辱心。」のようであり、分かり易い和文に改めつつ読み下していることが分かる。ところで、調べている過程でこの当該断簡は、かつて入札目録に写真が載ったことがあることに気付いた。昭和十年五月六日に東京美術倶楽部で入札された「野崎木村両家所蔵品入札目録」である。同書の一九六番に載る「古筆手鑑」中に「源俊頼朝臣」の極札の付された「東大寺切三宝絵」と並べて貼られていたのである。してみると、この手鑑もその後ばらばらに解体されたことが知られる。

6・伝西行筆仮名書き『法華經』断簡。化城喻品第七。

これも仮名書きの写経である。内容は『法華經』卷第三・化城喻品第七。
まずは翻刻を先に掲げておこう。

〈翻刻〉

やうはこゝに■たゝわれひとりこそありつれかくにわか
ひとのいてきたるはたちまちに人のむまれたるか
おもへりそのくにひんかしのかたの五百■のをく
のおお、のくにのなかに梵天といふところの人のすみ
かのひかりつねよりもまさりたりその（と）ころの■の■のお、

思やうはこのすみかのひかりのあきらかなることのむかしにもすきたるはいかなることのあるにかあらんいさどもにゆきてたつねんとておのくはなふくろにもおのの花をいれてにしまにたつねきてみるにほとけの

(二三頁)

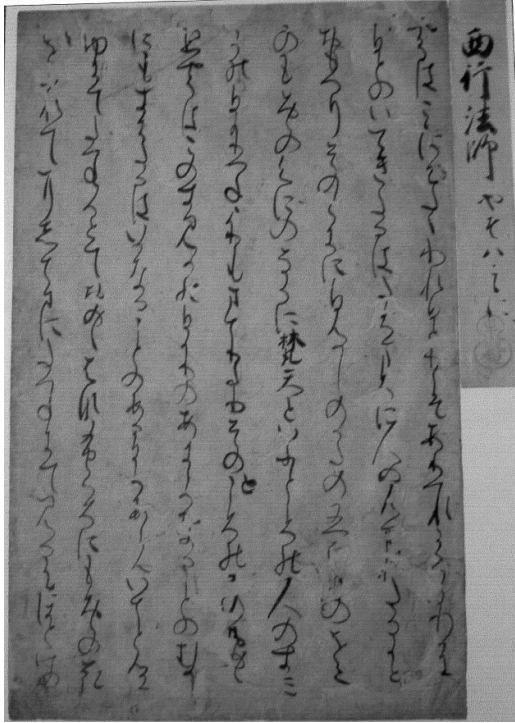


図6 伝西行筆「仮名法華経切」

虫喰いなどで読めない文字は■とした。また脱字を右傍らに補っている箇所は（ ）で括った。

さて、これにはほ該当する箇所『法華經』の原文を、岩波文庫の読み下しによって見ると次のようである。

そのとき、東方五百万億の諸の国土の中の梵天の宮殿は、光明照耀きて、常の明に倍れり。諸の梵天王は、各この念を作す。『いま、宮殿の光明は、昔より未だあらざる所なり。何の因縁をもつて、この相を現わす

や』と。このとき、諸の梵天王は、即ち各相い詣りて、共にこの事を議す。しかして、かの衆の中に一の大

梵天王あり、救一切と名づく。諸の梵衆のために、しかも偈を説いて言わく「(中略)」と。そのとき、五百

万億の国土の諸の梵天王は、宮殿と俱に、各、衣褌をもつて、諸の天華を盛り、共に西方に詣りて、この相を推尋るに、大通智勝如来の、道場の菩提樹の下に処し(下略)

すなわち、両者の文章には極めて大きな差異がある。原文の趣旨を活かして要約したり、原文に存在しない文章を補ったりしており、物語化が著しい。ツレの本文についても全く同じ現象が指摘できる。ただ仮名書きに読み下したというようなものではなく、「化城喻品物語」とでも呼ぶべき独自の本文を造形していると思われる。出来るのであり、後の御伽草子化の前兆の如き様相を示している。内容的には大いに注目すべきもののように思われる。

この古筆切を最初に紹介したのは、やはり『古筆学大成』である。加藤政治蒐集の古筆切図録である『養老』に収録された図版を掲げている。その切の内容は、「化城喻品」の巻頭に近い部分である。次のような解説文がある。「(上略)かならずしも經典の直訳ではない。経句を和文化するにあたり、さらに潤色の筆を加えている。この図版は、現存最古の仮名法華經断簡なるがゆえに、当時における『法華經』の和文体の傾向を推知する上に、きわめて重要な資料で、その価値は見逃しがたい。」と述べている。正鵠を得た指摘である。この『養老』の切

で見ると、原文でわずか2、3行の本文が9行の和文に敷衍されており、当断簡よりも一層本文の増加が著しい。次に別のツレを紹介したのは、平成二十年二月に出光美術館で開催された「西行の仮名」展であった。同展の図録の巻頭を飾る写真が他ならぬ伝西行筆の「仮名法華經切」であった。個人蔵とされているその断簡の本文の箇所は、まさに『養老』所収切の直後に続くものと看做せる。解説には、「細く鋭い線質、流麗かつ直線の印象の連綿、整った文字の形といった書風から、その極め通り平安時代の書写と考えられる。現存の『仮名法華經』の古筆切としては、最も書写年代が古い。本断簡は新出の断簡。連れの断簡も少なく、数葉が確認されるのみである（『古筆学大成』巻二十所載断簡、個人蔵手鑑所収断簡など）^(注5)。」とあるから、まだ内容未公表のツレが幾つかあるらしい。前述したように、經典の物語化という視点で興味深いものであり、残りの未公表断簡の紹介が待たれる。

三 伝称筆者不明分

以下には、それなりの伝称筆者名があつてしかるべき鎌倉〜室町あたりの時期の書写本の断簡で、現在まで伝称筆者名を明らかにし得ていないものを掲げておくことにしたい。本来ならば、はっきり確定できてから掲載するべきであろうが、私一人の手に余るのも事実であり、多くの識者に見てもらふことによつて、筆者未詳の不幸な状態から一刻も早く脱しさせてやりたいと思うからである。読者には筆者の微意を汲み取り了とせられたい。

7. 伝称筆者未詳『古今和歌集』断簡。卷十五、七八四番歌詞書のみ。

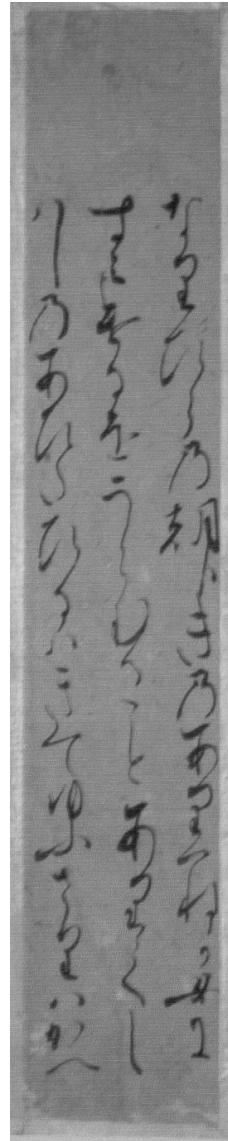


図7 伝称筆者未詳
「古今集切」

いわゆる後京極流の書風の面影がかすかにやどる滑らかな筆致で、一見したところでは、鎌倉時代中期～後期のころを思わせるのであるが、「古今集」の古筆切は極めて多量に上るため、まだ同筆のツレと見られるものを確認できないでいる。博搜すればツレが確認できるのではないかと思う。

〈翻刻〉

なりひらの朝臣きのありつねか女に

すみけるをうらむることありてし

はしのあひたひるはきてゆふさはかへ

（七八四）

8. 伝称筆者未詳『新古今和歌集』断簡。卷十二、一一三三番作者名（一一三四番和歌。

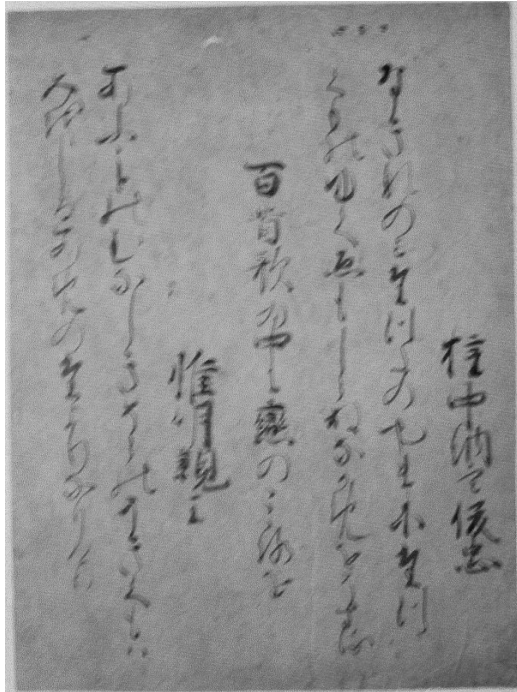


図8 伝承筆者未詳「新古今集切」

四角い枠の中に書いているような几帳面な感じのする書体であるが、決して拙くはない。鎌倉時代後期から南北朝時代を下らないと思われるもので、これもかつては、然るべき名を記した極札が備わっていたのではなからうか。しかし、『新古今和歌集』の古筆切は、『古今和歌集』の古筆切に次いで種類が多く、これも残念ながら、伝称筆者名を確認できていない。歌の頭部に撰者名注記があるが、写真が不鮮明で、そこまでは判読できないのも残念である。

〔翻刻〕

権中納言俊忠

なきなのみたつたのやまにたつ
くものゆくゑもしらぬななめをそする

（一一三三）

百首歌の中に恋のこゝろを

惟明親王

あふことのむなしきそらのうきくもは
みをしるあめのたよりなりけり

（一一三四）

9. 伝称筆者名未詳『新古今和歌集』断簡。卷十九、一八六七番和歌、一八六九番作者名。

これも鎌倉時代中期から後期あたりに比定できそうな古筆切である。詞書の書出しの位置が一八六八番歌では三字下げで書かれており、他方、次の一八六九番の詞書は一字下げというちよつと他には見出しがたい書き方をしており、どういうわけでそのような書き方がなされているのか不明である。ツレ発見のための手掛かりになるかもしれないが、現在の時点では、伝称筆者は未定としておく他はない。おそらく、これにも何らかの極札が備わっていたのではなからうか。右端に二行分程度の余白があり、綴じ糸の痕跡が見えるので、右頁の末尾の余白部分が付いたままの形を残しているのであろうか。ただし、この一八六七番は巻頭ではないので、前に余白があ

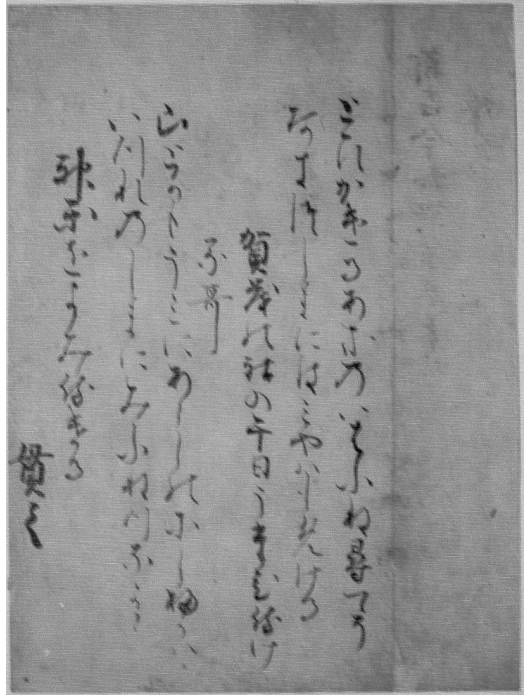


図9 伝承筆者未詳「新古今集切」

るのはおかしい。また右端余白の綴じ糸に接する部分に裏面の文字が鏡文字としてうつすらと見えており、そこには、「新古今和□□□□□□□□□□」と僅かに読める文字がある。列帖の括りと関係がありそうだが、よく分からない。後考に俟つこととしたい。撰者名注記はない。『新古今和歌集』断簡は前述の通り種類が多く、同筆のツレを確認しきれない。

〈翻刻〉

10. 伝称筆者未詳『挙白集』断簡。卷十二、一二二一番。

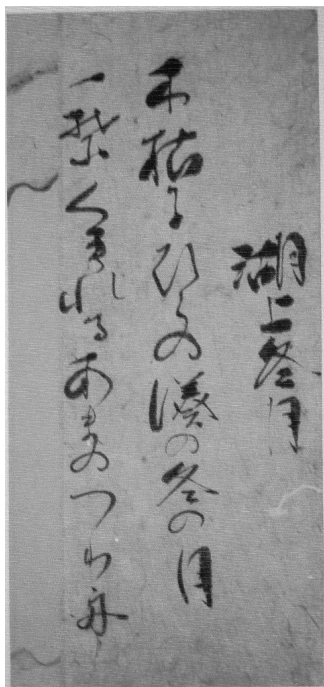


図10 伝承筆者未詳「挙白集切」

とひかけるあまのいはふね尋てそ

あきつしまにはみやはしめける

(一八六七)

賀茂の社の午日うたひ侍け

る哥

山とかもうみにあらしのにしふかは

いつれのしまにみふねつなか■

(一八六八)

神楽をよみ侍ける

貫之

(一八六九)

木下長嘯子の家集『萃白集』中の歌である。いわゆる定家様で歌一首が書かれており、紙高の小さな料紙に比較的大ぶりに書かれているので、家集全部を写したのではないかもしれない。鳥の子の料紙に書かれており、色紙もしくは抜書から切り取られたものかもしれないと思われる。いずれにせよ、内容が『萃白集』中の歌である以上、近世の書写であり、古筆切というべき範疇には入りにくいものである。流布の『萃白集』が冷泉為景の蔵書と関わるということなので、そのあたりと何らかの関わりがあるかもしれない。

〈翻刻〉

湖上冬月

木枯にひらの漆の冬の月

一葉くもれるあまのつり舟

(二二二)

11. 伝称筆者未詳『金葉和歌集』断簡。卷一、七六番歌詞書と七七番和歌。

『金葉和歌集』の古筆切となると、種類もあまり多くなく、既知のものと照合するのにもさして時間がかかるわけでもないのだが、それでも今のところツレについての見当はつかない。本文は二度本に属すると見られる。やや小ぶりの断簡で、升型本と言ってもよいかも知れない。写真は相当ピントがずれており、修正してもあまり鮮明にはならなかった。加工もこのあたりが限界である。ともあれ、翻刻を記しておくことにする。

〔翻刻〕

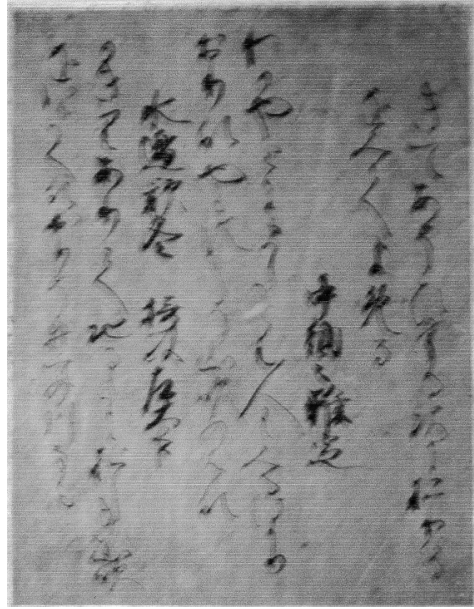


図11 伝承筆者未詳「金葉集切」

きてあそひける次におりける
をみてよめる

中納言雅定

わかやとにまたこむ人もみるはかり
おりなやつしそ山吹のはな

（七六）

水辺歎冬 撰政左大臣

かきりありてちるたにおしき山吹
をいたくなおりそゐての川なみ

(七七)

七六番歌の下の句、普通は「折りな尽くしそ」という禁止句になっているのだが、「な・・・そ」の間が「やつし」になっている。意味的には適切とは言い難いように思われる。この歌は二度本にのみ収録される歌であるらしく、初度本、三奏本には見られない。二度本の中にこのような本文を持つ伝本があるのか、本断簡特有の本文なのか、「金葉集」の伝本を調べたことがないので分からない。専門家のご教示を待ちたいと思う。

他には、「冷泉殿為秀卿」という極札の具備する「古今集切(四半)」、「定家卿」という「琴山」印の極札のある未詳散文切(小紙片三行)などがあるが、あまりにも写真が不鮮明なので割愛せざるを得ない。

四 前稿の訂正

前稿で、図12として、「二条家為氏卿」という極札を持つ断簡を掲げ、『古筆学大成』の分類に従って、「伝後京極良経筆「源氏物語和歌切(二)」としたのであるが、最近の田中登氏の著書、『平成新修古筆資料集 第五集』^(注6)によって、訂正の必要があることが分かった。田中氏は同書に収めた「一四 後京極良経 小巻物切(源氏集)」

の項において、ツレになる切を紹介されているのであるが、それは横一五・一センチもある真木柱巻の断簡である。田中氏はこのツレが冷泉家時雨亭叢書にも収められていて、横一七・八センチであると指摘されている。この冷泉家の分は前稿を執筆した際に見落としていたのである。田中氏の指摘通り、明らかに冊子本ではなく、卷子本の断簡である。私の前稿で冊子本の断簡としたのは誤りであり、卷子本の断簡であると、訂正したい。

冷泉家に卷子の面影を残す断簡が残っているということは、これらもまた、かつては冷泉家に襲蔵されていた巻物から離れて世に出たということであろうか。あるいは、切断されたものを冷泉家の先祖の誰かの時点で入手したということであろうか。後者だとすると、巻物が切断されたのは相当古い時期ということにもなるか。

注

- (1) 拙稿「某家所蔵古筆切等について―中院切・小松切・長柄切その他―」（『成城国文学論集』第三十三輯、平成二十二年三月）
- (2) 徳植俊之「勅撰和歌集の古筆切―古今集・拾遺集（付、拾遺抄）、新出断簡の紹介とその意義―」（久下裕利・久保木秀夫編『平安文学の新研究』新典社、平成十八年九月）
- (3) 拙稿「模写・記録・贋作―古筆切研究の悩ましさ―」（『成城文藝』第二二〇号、平成二十二年三月）
- (4) 田中塊堂著『古写経綜鑑』（鶴故郷舎、昭和十七年九月）
- (5) 別府節子「仮名法華経切 伝西行筆」（出光美術館展示図録『西行の仮名』「出品目録・解説・釈文」、平成二十二年二月）

(6) 田中登編『平成新修古筆資料集 第五集』(思文閣出版、平成二十二年九月)

付記 本稿は平成二十二年度成城大学特別研究助成「日本における漢字テキストの表象と文化の統合的研究」による研究成果の一部である。